

動き始めた岡山県内の特区計画

～地域特性を活かして～

財団法人岡山経済研究所 研究員 薬師神 育 恵

はじめに

2003年春、構造改革特別区域法に基づく我が国最初の構造改革特区（以下、特区）が誕生した。自治体や民間企業の自発的な立案により、規制の特例措置を導入して地域の特性に応じた事業を実施し、新規産業の集積や雇用の創出など地域経済の活性化の成功事例を示して全国的な規制改革へ波及させて日本経済全体の活性化につなげることを特区制度は狙いとしている。

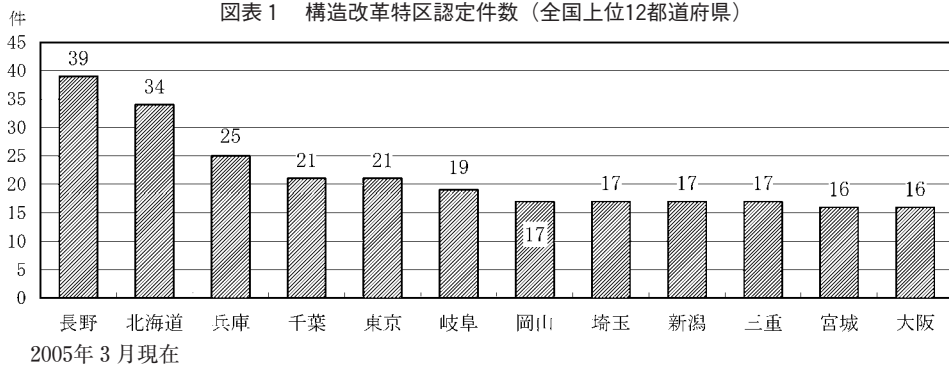
本調査は、誕生から2年の特区の現在の進行状況と地域特性を活かした地域の取り組み状況を見てみたい。

1 特区の認定状況

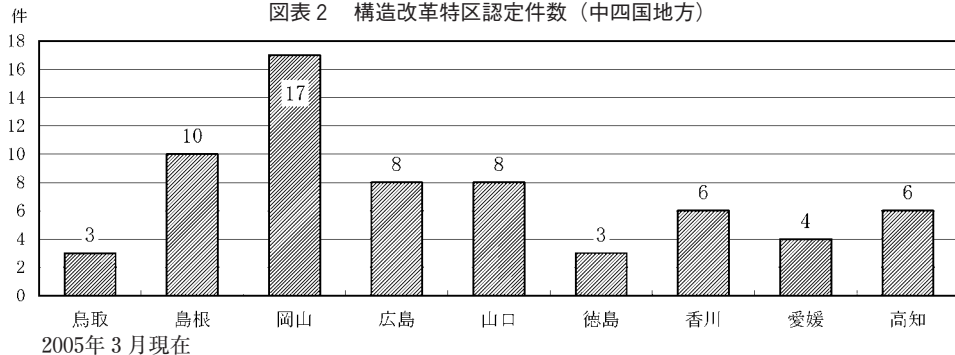
(1) これまでに558の特区が全国で誕生

特区計画についてはこれまで7回の認定があり、2005年3月現在、全国で合計549の特区がある。既に全国化して認定を外れた9特区を含む

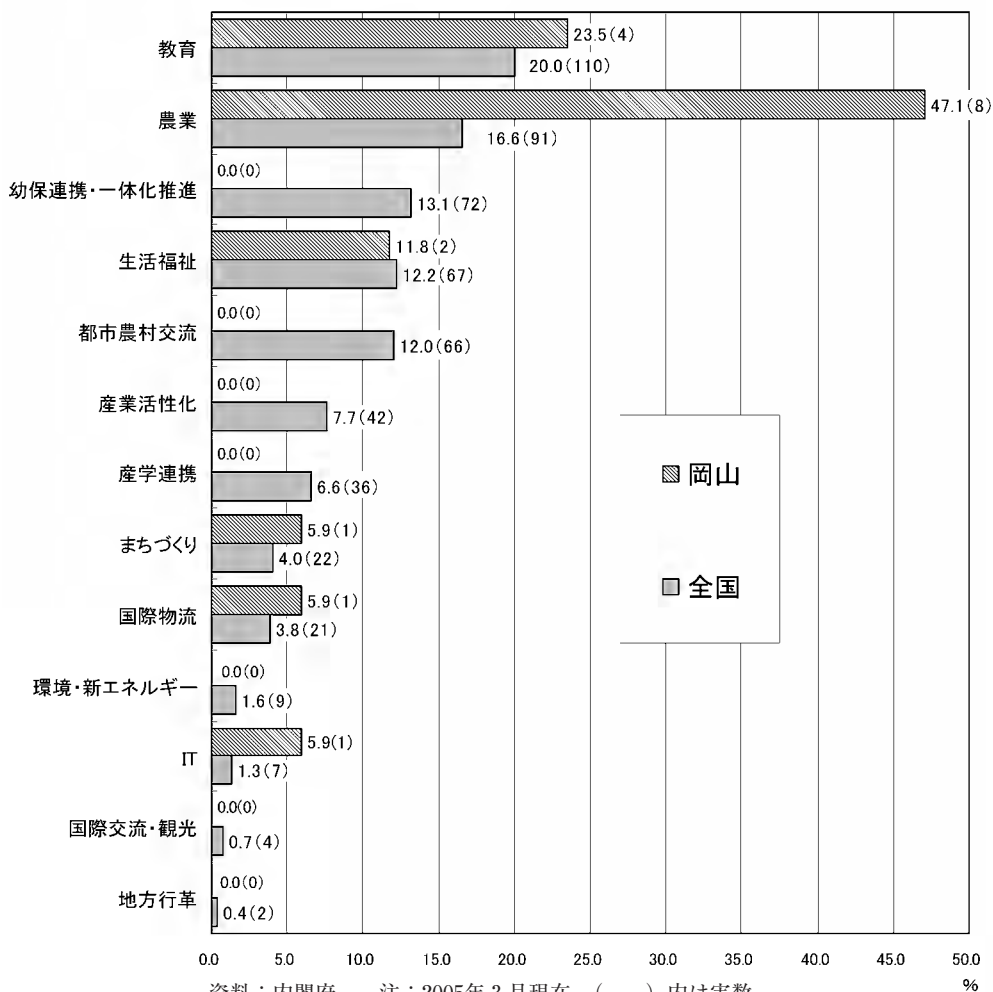
図表1 構造改革特区認定件数（全国上位12都道府県）



図表2 構造改革特区認定件数（中四国地方）



図表3 特区の分野別認定割合



めるとこれまでに558の特区が誕生している。

都道府県別認定状況（認定を外れた特区を含めない）をみると、最多は長野県の39件、次いで北海道34件、兵庫県25件の順に多い。岡山県は17件で全国第7位の認定件数となっている。中四国地方では最多、西日本では兵庫県に次いで多く、特区構想への意欲的な取り組み姿勢がうかがえる（図表1、図表2）。

(2) 認定分野の状況

認定分野別では、教育関連、農業関連、福祉関連の分野が、全国、岡山県ともに上位を占めているが、これまで規制の壁が厚く民間の参入が難しいとされていた分野に高い関心が寄せら

れている。岡山県では農業関連が最も多く、全認定件数の半数近くを占めている（図表3）。

2 岡山県内の特区の展開事例

県内にこれまで誕生した18特区（全国展開となった福祉移送特区を含む）は教育、農業、生活福祉、国際物流、まちづくり、ITの6分野にわたる（図表4）。これらは岡山県が相対優位性を持つ分野であり、地域特性を生かした特区計画になっている。特区制度は多額の資金を投入することなく、地域の意欲や知恵から生み出された規制緩和により地域の活性化を図ることができる。県では水島港や岡山情報ハイウェイなど大規模なハードウェアから小規

図表4 岡山県内に誕生した特区（2005年3月現在）

分野	名称	申請主体	区域の範囲	特区での事業内容
教育	御津町教育特区	御津町 (現・岡山市)	御津町 (現・岡山市)	<カリキュラム自由> 基準によらない教育課程の編成・実施を可能にして、ディスカッション科の創設等の独自の学校教育を行い、教育を核とした地域活性化を推進する。 <学校設置会社による学校設置> 学校設置会社による中学校・高校の設置を可能にし、地域の特性を生かした教育を実施し、地域産業を担う人材の育成を推進する。
	おかやますペシャリスト育成教育特区	岡山県	岡山県	高校生が校外専門家に長期間の指導を受けるインターンシップを単位認定する。個性・能力の伸長と進路選択幅の拡大と物づくりのスペシャリストの育成を図る。
	キャリア教育特区	岡山市	岡山市	株式会社が大学の設置主体となることを認め、市民が様々な学習の機会を得られる教育環境の形成を図る。併せて、校地・校舎の自己所有要件及び運動場・空地の設置要件を緩和する。
	「国際文化都市倉敷」英語教育推進特区	倉敷市	倉敷市	「国際文化都市」プロジェクトを展開している倉敷市で特区による教育課程の弾力化を認めることによって、幼稚園、小・中学校での連携した英語教育の推進を可能にし、郷土に根ざした国際人の育成を図る。
農業	鴨方町酒米栽培振興特区	鴨方町	鴨方町	農業生産法人以外の者への農地等の貸付けを可能にすることにより、高齢化に伴い維持管理が不十分となった有休農地の有効活用を図る（酒米の栽培を希望する酒造業者に貸付けを行う）。
	東栗倉村農地活用推進特区	東栗倉村 (現・美作市)	東栗倉村 (現・美作市)	農地の権利取得の要件である、権利取得後の下限面積要件（特例設置基準）を緩和することにより、小規模農家等による農地取得を促進し、遊休地の有効活用を図る。
	就農支援特区	川上町 (現・高梁市)	川上町 (現・高梁市)	「定年退職者就農システム推進事業」に取り組む当町は農地の下限面積要件の特例措置を活用、年間5名の新規就農者を確保し、遊休地の解消・地域の活性化を目指す。
	有漢町農地有効利用活性化特区	有漢町 (現・高梁市)	有漢町 (現・高梁市)	定年退職者だけでなく新規就農者を募集し、育成・支援を行う。農地取得後の面積の下限を50a以上から10a以上に引き下げ、農業の担い手の確保と遊休農地の解消で地域の活性化を図る。
	コスモスの里農業チャレンジ特区	北房町 (現・真庭市)	北房町 (現・真庭市)	農地取得後の下限面積条件を引き下げ、果樹や野菜など小規模面積で収益性の高い農産物の生産基盤を確立。新規就農者を受け入れて農地の効率的かつ総合的な利用を図り、魅力ある農村づくりを実現する。
	市民農園開設支援特区	勝山町 (現・真庭市)	勝山町 (現・真庭市)	地域の農業資源（土地、農産物、人）を活用し、農業者自身が市民農園を開設可能とすることで遊休農地の解消を図る。農業体験、営農指導等を行い、都市住民との交流を通じて地域の活性化を図る。
	市民農園開設サポート特区	津山市	津山市	農業者及び農業者以外の市民が市民農園を開設することにより、遊休農地の解消、景観保全、都市・農村交流を生み出すことによる地域再生を目指す。
	「川柳とエンゼルの里」農地活用推進特区	久米南町	久米南町	遊休農地の活用を図り、農業振興を推進するため、小面積での農地取得を可能として、都市住民、定年帰省者など新規就農者等の新たな担い手への農地の権利移動を進める。
生活福祉	福祉移送特区 (2004年4月より全国展開。6月より認定外となった。)	岡山県	岡山県	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送を可能にすることにより、高齢者、障害者等移動制約者の外出を促進し、社会参加やバリアフリー社会の実現を推進する。
	児童福祉施設調理特区	岡山県	岡山市	児童福祉施設の入所児童の福祉向上を図るため、調理業務担当者の外部からの派遣受入を可能とし、給食の質の向上や施設運営の効率化等を図る。
国際物流	地産で安心、新見の楽しい給食特区	新見市	新見市	公立保育所における給食の外部搬入を容認することによって、調理室増築経費や調理コストの削減を図り、地元食材を利用した「地産地消」の促進等を図る。
	水島港国際物流・産業特区	岡山県	倉敷市水島港臨港地区等	・水島港国際コンテナターミナルの民間への一体的・長期的な貸付けを可能にし、港湾施設の効率的な運営管理を推進する。 ・埋立地の用途の区分や変更許可を柔軟化し、玉島ハーバーアイランドの土地利用規制を緩和、企業立地の促進を図る。 ・完成自動車の回送運行時の仮ナンバープレートを取り付け容易なものにし、物流コストの削減を図る。
まちづくり	くらしき広告景観特区	倉敷市	倉敷市の主な市街地 4,519ha	屋外広告法対象外であるのぼり旗等違法広告物の除去対象を拡大。市職員により即時除去を可能にし、景観の維持及び文化と観光都市にふさわしい個性豊かなまちづくりの推進を目指す。
IT	IT特区	岡山県	岡山市	5GHz帯無線アクセスシステムの免許にあたっての空中線利得を増大させ、基地局から離れた場所での通信を可能とし、県下全域でのブロードバンドサービスの環境の整備とIT産業の活性化を推進する。

注：申請主体、区域の範囲は認定時の市町村名

資料：内閣府、岡山県

模な遊休農地、廃校校舎などの既存施設のほか、人材など地域固有のソフト資源も有効活用されている。

特区の申請主体は自治体に限られているが、規制緩和で業務の効率化を推進し、自らの行政サービスの向上を図るという目的にとどまらず、住民や民間事業者等の地域内の活動を促進して、地域活性化を図るものが多い。

例えば、行政サービスの一部を民間に委託して、コストダウンやサービスの質の向上を図ったり（例：児童福祉施設調理特区）、民間事業者の要望に応じた規制緩和で事業活動を直接支援したり（例：水鳥港国際物流・産業特区など）、また民間事業者が事業展開をしやすいように規制を緩和して企業誘致を促進している（例：IT特区）。

特区計画の推進には自治体と民間事業者の連携が欠かせないものとなっている。

以下、現在推進中の県内の特区の事例をいくつか紹介する。

(1) 官民双方のニーズを特区計画で実現

「御津町教育特区」と「鴨方町酒米栽培振興特区」は、自治体と民間事業者が持っていた規制改革へのニーズの意向が結びついて誕生に至った事例である。地域資源の活用と民間事業者のアイデアが地域活性化の起爆剤となるか注目される。

○ 「御津町教育特区」(2003年8月、10月認定)

2004年4月、全国初の株式会社が設立する中学校が御津町（現・岡山市）に開校した。学習指導要領に縛られない独自のカリキュラムを組むことができる同校では、ディスカッション科の設置、美術、体育、音楽などでの英語を使った授業、紙すきや農業などの体験学習などユニークな教育内容のほか、公立の1.43倍の授業時間数、2年修了時に学校側が合格を保証した生徒が志望高校に不合格の場合、3年間の全授業料を返還する「高校合格保証制度」を設けるなど徹底した受験指導も話題を呼んでいる。同町には全国から教職員や生徒が集まるなど廃校

御津町教育特区	
特	色
全国初となる株式会社による中学校を開校。廃校を利用した過疎地域の活性化に取り組む。	
特区申請に至るまでの状況	
<p>学校法人「中学校を新設したい」</p> <p>岡山市で塾や小学校を経営する学校法人朝日学園は以前から中学校の新設を検討していた。しかし私学開校に必要な学校法人を設立し、敷地や校舎の確保する県の認可基準を満たすことができなかった。</p>	<p>御津町「廃校校舎の再利用策を模索」</p> <p>御津町は、昨今の少子化による小中学校の統合、近隣町間の県立高校の統合計画や教育環境の整った地域への転出など教育低迷化を懸念していた。また建て替えから10年に満たない新築物件同様の廃校校舎の再利用策を模索していた。</p>
規制緩和の内容	
<p>学校教育法の規制緩和による「学校設置会社による学校設置事業」及び「校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」の制度を活用して、町が従来都道府県にあった私学設置の認可権限を持つことができるようになり、株式会社の学校設置が可能となった。同学園は町から学校設置を許可され、学校施設が貸与された。また「特区研究開発学校」の設置により、独自のカリキュラムが組むことが可能となった。</p>	
認定後の状況	
<p>学園との交流で地域活動が活発化</p> <p>2004年4月に開校した中学校の行事の一部は、廃校後の過疎化を懸念していた地元の宇甘西地区の住民の協力によって実施されている。区長は「現在は開校から日が浅いため、植木の剪定、畑でのきゅうり、なす、ピーマンなどの野菜作りの手伝い、学校のグラウンドの清掃などできることから協力している」と言う。これらの作業には教職員も参加している。また新入生を迎えて地区の施設で行われた紙すき、グラウンドゴルフの交流行事も好評だったようだ。生徒数の増加に伴い、町内に居住する生徒や職員数の増加が見込まれている。地区では「旧農協跡を宿舍として使用できたら良いのでは」と検討するなど受け入れ体制の強化を計画している。</p> <p>生徒や保護者、学校訪問者、教職員が町に定着すれば、学校活動、地元住民との交流、居住や日常生活を通じ、地域活動の停滞に悩む過疎地域の地域活性化が期待されている。</p> <p>2005年2月に国から高校設立も認可された。中高一貫教育となる高校は、中学校の一期生が卒業する2007年春に開校する予定である。</p>	



2004年4月に開校した朝日塾中学校 廃校になった学校校舎を賃借している

を利用した過疎地域の活性化が注目される。

- 「鴨方町酒米栽培振興特区」(2003年11月認定)
鴨方町は良質な伏流水を利用した県内有数の日本酒の産地で、生産量は県内の3分の1を占

めている。鴨方町の「酒米栽培振興特区」では、町が農家から借りた農地を醸造用米の自家栽培している酒造業者に貸すことが認められている。町と地元の酒造業者である丸本酒造(株)が、特区制度を活用してともにまちおこしと産業の振興

鴨方町酒米栽培振興特区	
特 色	
遊休農地の活用と伝統産業の振興を図る。	
特区申請に至るまでの状況	
<p>酒造業者</p> <p>「自家栽培の酒米でこだわりの酒造りをしたい」 丸本酒造(株)は慶応3年操業の町内で最も歴史ある酒蔵である。全国的に清酒消費量が減少傾向にある中、今後の生き残りをかけて、酒造りを熟知している業者自身が醸造に適した酒米を栽培して特徴ある酒造りすることが待望されている。十数年前から酒米を自家栽培をしていた同酒造は親族名で農地を借りていたが、会社として農業経営に参入できることを望んでいた。</p>	<p>鴨方町</p> <p>「耕作放棄地の有効利用を図る」 鴨方町の耕作放棄地は農業従事者の高齢化や米の生産調整などにより年々増加している。耕作放棄率は14%と全国平均の5%を大きく上回っており、農地の遊休化・荒廃化の防止が要されていた。その一方で丸本酒造(株)から「法人が農地をもっとスムーズに借りるにはどうするのがよいか」という相談も受けていた。</p>
規 制 緩 和 の 内 容	
農地法の規制緩和により、農業生産法人以外の法人による農業参入が認められた。農地所有者から町が無償で借り受けた農地を、無償で酒造業者に貸し出し、その農地で酒米の自家栽培が実現されることとなった。	
認 定 後 の 状 況	
<p>「こだわりの酒造り」で観光振興 町が借り受けるという信頼性もあり、農地所有者からは貸し出しの申し出が予想以上に多くあったが、実際に貸借可能な農地はごく一部となっている。その理由を町は「耕作放棄地の多くは山間部にあり、日照、土質、面積など栽培に適した条件や農業機械が通れるほどの幅員を持つ道のある農地はごく僅かしかいないため」と説明する。また「なかには町に寄付させてほしいという申し出もあるがお断りせざるをえない」というのが現状である。 しかしながら、特区認定以来、同町には米生産者、酒造会社、自治体、マスコミなど全国各地からの取材、問い合わせがあり、テレビ番組や新聞でも報道された。丸本酒造(株)の酒蔵は2003年に酒造場としては県下で初めて国の登録有形文化財に認定された。酒蔵の一部は一般開放されており、町を訪れるハイカーらの休憩場所などとして利用されている。同社の酒はグルメ雑誌にも取り上げられ、関東や関西のデパートで試飲販売も行われている。町は「観光客が増加したという変化は特に見られない」としつつも、町の知名度を高めつつあるこれらの観光資源としての可能性に手ごたえを感じているようだ。また同社はまた昨年からは町内の生活交流グループと提携し、精米をしたときに多量に出る米粉を原料にしたケーキなどの特産品の開発も行われている。今後は地域のイベントでの試飲販売、田植えから酒造りまでの作業体験なども計画されており、町は「酒造りを通じた町内の産業や観光振興」を期待している。2005年2月からは全国初の酒米特区産の米で造った純米吟醸酒が発売されている。</p>	

を図っている。

(2) 自治体先行の規制緩和で民間の活動を促進

自治体が優先して特区申請し規制緩和で事業の環境整備することによって、民間事業者やNPO等諸団体の地域での事業活動を促進している特区もある。昨年第1次認定を受けて誕生した「IT特区」と「福祉移送特区」は、いずれも岡山県が提案して誕生し、さらなる民間事業者の参入、特区での取り組みが期待されている。また倉敷市が認定を受けた「くらしき広告景観

特区」は、街並み景観を維持することによって地域の観光振興の推進が期待されている。

○ 「IT特区」(2003年5月認定)

「IT特区」は2003年5月に誕生した。電波法の規制緩和により、電波が届きにくくこれまで条件不利地域とされてきた地域にも高速インターネットサービス供給が可能となり、地域間情報格差の解消とIT産業の展開、情報インフラを活用した地域活性化を図ろうとしている。

IT特区	
特	色
高速の無線LANサービスの提供で岡山県内の地域間情報格差の解消を担う。	
特区申請に至るまでの状況	
岡山県は高速大容量光ファイバー網「岡山情報ハイウェイ」や国内最速、次世代インターネットの通信規格とされるIPv6（無限のアドレスが取得でき、情報家電等のネットワーク化も可能になる次世代インターネットの通信規格）を地方自治体で初めて導入するなど全国的にも優位なIT環境が整備されている。2003年9月現在の当県のCATVインターネット及びDSLサービスによる県内のブロードバンド回線に加入可能な世帯率は92.8%と全国一である。にもかかわらず実際の世帯加入率は低く、県内の約4分の1の町村では高速インターネットサービスが受けられない状況である。情報の地域間格差の解消が課題となっていた。	
規制緩和の内容	
岡山県が特区を申請し、対象地域の岡山市では高速の無線LANサービスとして期待されている5GHz帯を利用したサービスを実施するにあたり、電波法によって上限が定められている電波出力を増大することができる特例措置が認められた。通信距離は現行法の約7～8倍に伸び、市内の無線基地局から遠く離れた中山間地域などへの高速インターネットサービス供給が可能となった。	
認定後の状況	
ITビジネス展開で地域活性化を期待 2004年7月現在、出力を増大した無線局の免許を取得して同市内で事業展開をしているプロバイダーは1社にとどまっている。県によると「県外に本拠地を置く同社は、基幹回線の発達した岡山市に前々から注目していた」という。しかし地元の事業者の参入は未だみられない。県は「優れた情報インフラや構造改革特区のほかにも県指定のITビジネス特区がある点などビジネスチャンスの土壌づくりをしているところをPRしたい」とより多くの事業者の参入を期待している。 地域間情報格差の解消は民間事業者にとってのITビジネス展開のチャンスである。採算面から整備が難しいとされてきた都市部以外でもサービス供給が可能になれば、インターネット人口が増大し、コンテンツ産業へのニーズが高まり、IT関連産業の集積と発展につながる。より多くの事業者が参入し、多様なブロードバンド環境が整備されればサービス向上が図られ、また公共施設のブロードバンド化は住民生活の利便性を向上させ、情報インフラを生かした地域活性化が期待される。	

○ 「福祉移送特区」(2003年4月認定。2004年4月から全国展開、6月から認定外。)

「福祉移送特区」は、2003年4月に認定を受け、2004年4月より全国で規制緩和が展開された成功例の一つである。タクシーや公共交通機関を

補完するNPO、ボランティア団体、社会福祉法人などによるボランティア輸送を有償化することで高齢者や障害者などの移動に制約がある人の外出を支援促進する体制の確立を図った。

福祉移送特区	
特	色
低料金で高齢者や障害者などの移動制約者の外出を支援する。	
特区申請に至るまでの状況	
<p>県内には公共交通機関の利用が困難で、ドア・ツー・ドアの個別移送を必要とする移動制約者が約2万人いる。介護タクシー事業者の未参入地域、介護保険非認定の移動制約者、買い物等の日常外出など保険対象外の外出については、社会福祉協議会等によるボランティア輸送でカバーしているが、活動経費の制約等により利用者の需要に十分対応ができていなかった。一方、市町村や社会福祉協議会が所有する福祉車両の中には十分に稼働していない車両もあった。移動支援への強い要望とボランティア輸送に使用可能な車両の存在が特区計画を後押しした。</p>	
規制緩和の内容	
<p>一定の要件を満たしたNPO、社会福祉法人、医療法人、ボランティア団体、商工会議所、商工会、公益法人が、福祉車両を使用して移動制約者の移送を行う場合に道路交通法に基づく有償運送の申請を行うことができる。移送の対象者は利用登録した移動制約者及び介助者。運送の対価はタクシー小型車の上限運賃の半額以下。利用目的は買い物から通院まで問わない。</p> <p>認定後の2003年6月に津江市をモデル地区に選定、7月に最初の許可法人が誕生、8月に本格的なサービスが始まった。</p>	
認定後の状況	
<p>外出手段の多様化、バリアフリー施設の整備と利用促進に期待</p> <p>福祉移送についての規制緩和は今や全国どこの地域においても実施可能であり、移動制約者に移動手段の選択の幅を広げた。県内各地でも運行の許可を得るための協議会が立ち上げられているが、県は「タクシー業者のなかには危機感を持つ業者もあり、業界とボランティア輸送のすみわけをいかに図り、共存していくか」を懸念している。また採算面の厳しさなどから参入を懸念する団体もあるようだ。</p> <p>とはいえ、2004年7月9日現在の許可取得法人は21、利用登録者は858人で、特区認定を受けて以来着実に増加している。県は「利用者の約半数はサービスを利用して家族の送迎負担が軽くなったことを歓迎している」との一手ごたえを感じている。また「登録可能な人の範囲の拡大や新規参入により、利用者がさらに増加する」としている。</p> <p>ボランティア輸送の有償化で実施団体等の活動資金が賄われれば、より充実したサービスの提供も可能になる。また外出手段の多様化とリーズナブルな利用料金は外出機会の増加につながり、バリアフリー施設の整備と利用も促進され、障害者や高齢者だけでなくあらゆる市民にとっての生活の向上にもつながる。今後も、既存制度の不便さを解消し、各団体、業界の知恵と工夫を凝らした利用者本位のサービスが、国内のどこにおいても展開されることが期待される。</p>	

- 「くらしき広告景観特区」（2003年11月認定）の違反広告物の迅速な除去が可能となり、美しい街並み景観が保全される。業務効率化と地域振興が期待されている。
- 「くらしき広告景観特区」は2003年11月に誕生した。路上などに設置されている「のぼり旗」等

くらしき広告景観特区	
特	色
違反広告物の即時撤去により、安全で良好な街並みの景観を保全し、観光振興を支援する。	
特区申請に至るまでの状況	
<p>倉敷美観地区など有名観光地を抱える倉敷市にはたくさんの観光客が訪れる。しかし、次々と設置されている路上等ののぼり旗などの広告物は、市民や観光客の通行を妨害したり、美しい景観を乱していた。違法広告物を発見後一定期間経過しなければ除去できない現行法では、スムーズで迅速な対応が不十分であった。</p>	

規制緩和の内容

特区の特例は2004年4月から運用開始された。対象地域は市内の主な市街地4,519ha。屋外広告物法の規制緩和により、条例違反の屋外広告物を即座に除去することが可能になった。またのぼり旗など除去の対象も拡大した。

認定後の状況

居住環境の向上と観光の振興を支援する

同市は2002年に中核市に移行して以来、2002～2003年度の2年度で3万9千件のはり紙、はり札、立て看板の違反広告物を除去した実績がある。特例の運用が開始され、除去の対象が拡大されたが、市は「対象外の広告物や違反広告物と同様に、景観を乱す放置自転車など財産権の有する物といかに整合性を図り、除去するかが課題」と話す。

2004年6月に国土交通省の景観法が公布された。市は「施行後は倉敷市などの地域で先行実施されている景観保全に関する特区も全国展開となるのでは」と予測する。また「安全で良好な街並み景観を維持することは、住民にとっては居住環境の向上となる。美しい景観は観光地の魅力をより高め、観光客の増加につながり、さらなる観光振興の支援策の一つとなる」と期待している。また2004年12月に施行された「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により当特例事業は全国で実施されている。



のぼり旗等が撤去された倉敷中央通り すっきりとした景観が保たれている

(3) 特区は地域活性化の起爆剤となるか

～事例からみたこれまでの特区推進の効果と今後の課題～

今回の取り上げた5つの事例については、特区を申請した自治体等へのインタビューなどを参考にしまとめているが、現在はまだ特区として地域にもたらす経済などの劇的な効果は見られない。しかし、ユニークな取り組みがマスコミ等で報道され、全国から視察に訪れる御津町や鴨方町では町の知名度アップにつながるPRの効果が見られる。

事例のうち民間事業者単独では実現が困難な事業のニーズを自治体がうまく汲み上げて誕生した特区については、地域活性化や産業振興の一手段としていかに活用していくかが課題とな

る。また自治体主導で誕生した特区は特区計画をうまく推進するために民間からのさらなる参入を望んでいる。いずれにしても今後の特区計画の推進においては地域の協力と理解が不可欠である。

3 特区構想の提案計画

2004年秋の第6次提案では全国で286の提案がされ、これまでの提案数は2千件以上に上っている。提案された特区計画のうち実際に誕生に至ったのは一部に過ぎない。しかし逆に考えると、これまで数多くの多種多様の提案がなされてきたことがうかがえる。

図表5 これまでの特区推進の効果と今後の課題～5つの事例より～

現在までにみられる効果	今後の課題
<p>○地域の知名度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞、テレビなどマスコミに報道され、全国から視察が訪れている（御津町教育特区、鴨方町） 	<p>○地域住民、産業とのさらなる連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後増加が見込まれる生徒、職員の地域の受け入れ体制の強化（御津町教育特区） ・イベント、作業体験など酒造りを通じた地域の産業や観光の振興にいかにつなげるか（鴨方町酒米栽培振興特区）。
<p>○新たな事業サービスの提供、地域住民のサービス選択の多様化と利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の恵まれた地域の情報インフラを活用し、民間事業者の高度で充実した事業サービス展開が可能になり、住民のブロードバンドサービスの選択の幅が広がった（IT特区）。 ・外出手段や利用料金の多様化で利用者の利便性が向上した（福祉移送特区）。 	<p>○民間との関わり、連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在皆無である地元の事業者の参入を図る（IT特区）。 ・タクシー事業者など既存業界との住み分けを図る（福祉移送特区）。 ・移動制約者の外出先となる施設等のバリアフリー化促進の動機付けとなる（福祉移送特区）。
<p>○ 特区内容の周知による市民意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例の実施後3カ月で撤去数は前年同期比70.9%の大幅減となった。市民の協力と意識の向上で違反広告物自体が減少した（くらしき広告景観特区）。 	<p>○特例の対象とならないものとの整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例対象外となっている放置自転車等財産権を有する景観保全妨害物との整合性をいかに図るか（くらしき広告景観特区）。

(1) 地域の特性を活かした様々な提案

岡山県内でもこれまで様々な分野でユニークな特区計画の提案がなされてきた。県内の各地域が、特区構想を通じて規制の壁に対する改革を要望し、実に多彩な提案を生み出してきたことにもぜひ注目しておきたい。計画の再構築、改善によってはこの中から新たな特区が誕生するかもしれない。

(2) 期待される民間からの提案

当初は自治体からの提案が大部分であったが民間事業者からの提案も増加傾向にある（図表7）。これらのことは閉塞状況の打破に向けた新たな動きとも評価できよう。また、民間事業者等は自治体とはまた違った視点から地域のニーズや現状の把握をしていると思われ、特区を成功に導き、地域活性化につなげるためには提案時点からの民間、自治体、地域全体の両者の連携が今後一層必要とされる。それにより地域でビジネスチャンスの拡大に期待できる。

特区によって参入や競争が激化することは、既存事業者との共存や採算割れの問題などが生じる

など民間事業者にとってリスクが大きいのではないかという印象を受ける。しかし、小回りの効く中小企業やベンチャー企業にとって、特区は自社のアイデアを活かして事業の拡大を図ったり、新しいビジネスチャンスに挑む絶好の機会である。

民間事業者はまた自治体とは異なった視点から地域のニーズや現状の把握をしている。特区計画推進にあたっては自治体と民間事業者の連携により、小粒な計画でも大きな成果につながる可能性がある。特区構想を成功に導くためにはチャレンジ精神ある民間事業者の役割は大きい。

4 今後の特区計画の推進～一層問われる地域の力量～

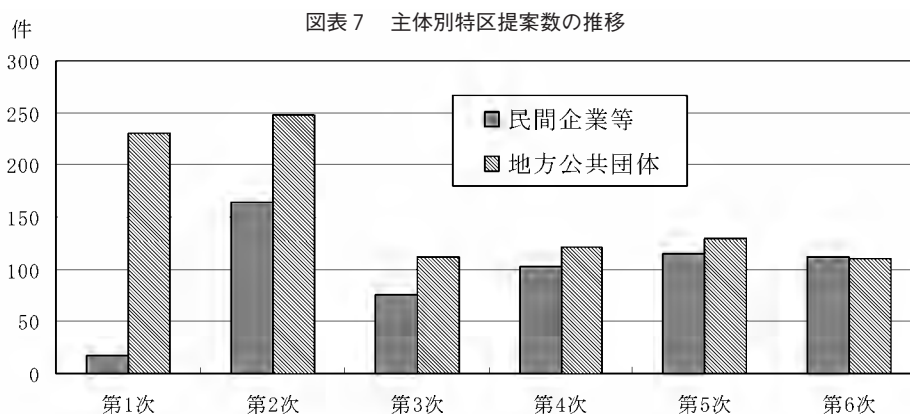
何度も特区計画の構想を練り直し、再構築して認定にこぎつけた自治体は多く、特区の誕生は地域の粘り強い努力と工夫の賜物といえる。また、誕生後も、約1年後には認定された規制の特例措置の実施状況について、民間有識者など第三者で構成される評価委員会により、「地域を限定せず全国で実施」、「引き続き特区で実施」、「特区における規制の特例措置の廃止または改善」の3段階で

図表6 岡山県内で提案された主な特区構想（未認定のもの）

名称	提案主体	対象地域
岡山県南部地域研究開発・操業促進特区	岡山県	倉敷市の一部
幼保連携特区	岡山県	岡山県全域
病弱・身体虚弱特殊学級（院内学級）入級緩和特区	倉敷市	倉敷市全域
笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活性化特区	笠岡市	笠岡市
エコエネルギー発電所特区	上斎原村	上斎原村恩原地区
電子申請特区	岡山県	岡山県全域
国政選挙電子投票特区	新見市	新見市全域
瀬戸内の離島交通特区	岡山県	岡山県内の離島指定地域
瀬戸内海しまたく特区	岡山県、香川県	岡山県及び香川県の島しょ部
不開港における外航船錨地利用方法の改善	民間企業	水島港不開港区域の一部
ノーマライゼーション推進型地域統合ケア構想	岡山県	岡山県

注：第1次～第6次提案。

資料：内閣府



資料：内閣府

図表8 全国展開となる規制の特例事業（岡山県関係分）

全国展開となる特定事業	該当する県内の特区	実施（予定）時期	所管省庁
NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	福祉移送特区	2004年4月から全国展開	国土交通省
高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業	おかやまスペシャリスト育成教育特区	2005年4月	文部科学省
地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	市民農園開設支援特区	2004年度中に措置	農林水産省
公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業	水島港国際物流・産業特区	2005年1月	国土交通省
自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業	水島港国際物流・産業特区	2005年3月	国土交通省
空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業	I T特区	2005年5月	総務省
屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業	くらしき広告景観特区	2004年12月	国土交通省

資料：内閣府(2005年現在)

評価されることとなっている。岡山県内では、これまでの6特区に関連する7つ特定事業が全国で実施（予定を含む）されることとなった（図表8）。

規制改革を実際に推進していく過程においては、構想時には予想をしなかった様々な弊害が現れたり、また提案した特区の一部しか認められていない場合はその効果が減殺されることも考えられる。これらの問題を解決、改善して経済活性化につながるような成果を出すための地域の力量は今後一層問われるであろう。

お わ り に

岡山県内の特区誕生の背景の一つとなったバリアフリー社会の実現、高齢化、過疎化、地域間情

報格差などの問題を抱える地域は全国でも少なくない。IT特区による情報インフラの整備は国の「e-Japan 戦略」にある高度情報通信ネットワーク社会の形成の促進の一端を担うとされ、また福祉移送特区はそのニーズと利用価値の高さが認められて全国実施となるなど、他地域でも同様の取り組みが始まっている。今後は、地域の特性に合った取り組みにより他地域の同様の特区との差別化を図る努力が必要となる。このような特区への取り組みが、地域特性を生かした地域づくりと、それを担う人づくりにつながり、こうした活動を通じた地域の自立を図られることを期待したい。

（本文中の数値は2005年3月現在のものに更新している）